

JICA 環境社会配慮ガイドラインのパブリックコメントに関して追記（木口）

発表で指摘した、今回の議論で獲得できなかった2点について、他の委員の方のご意見も掲載されておりますので、諮問委員会の議事録をご参照いただければ幸いです。

第8回諮問委員会 議事次第：

https://www.jica.go.jp/environment/guideline/ku57pq00002mbvey-att/20210413_shiryo_01.pdf

・カテゴリ A 案件の環境レビュー前の環境アセスメント（EIA）報告書の公開について、海外投融資案件では、「環境アセスメント報告書は、合意文書締結の 120 日以前に公開する」という規定が 60 日に短縮されてしまった点（議事録の項目 2.3、14-17 ページ）

FoE Japan, JACSES,メコン・ウォッチの提出した意見：

海外投融資における EIA の公開期間を最低 60 日にするとあるが、海外投融資だけを短縮する具体的な必要性が不明(少なくともレビュー調査ではそのニーズが確認できていない)であるため、短縮化を行わないこと。アジア開発銀行(ADB)は民間セクターへの支援 も公的セクターへの支援と同様の EIA 公開期間を確保している。

・モニタリング結果の公開を事業の要件とする意見をしたが、却下された点（議事録の項目 2.4、17-18 ページ）

FoE Japan, JACSES,メコン・ウォッチの提出した意見：

「相手国への影響の大きい事項について、相手国の了解なしに要件として追加することは難しい」とあるが、アジア開発銀行(ADB)が一律公開としている中で、難しいとする根拠が不明である。逆に実際に環境社会影響が生じている案件でも相手国がモニタリングレポートの公開を拒否していることで、JICA による説明責任が十分果たせていない。モニタリングレポートの公開を要件とすること。また、非公開の場合の理由の確認についても、実際に確認が行われている案件があることから、特段の問題はないと思われる。

以上